



統発0716第9号  
平成22年7月16日

社団法人

全国訪問看護事業協会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



## 平成22年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

介護サービス施設・事業所調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても下記のとおり実施することといたしましたので、引き続き貴会の御協力を賜りたく、御配意方お願い申し上げます。

記

### 1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象及び客体

#### (1) 介護保険施設、各事業所

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

##### ア 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

##### イ 居宅サービス事業所

訪問看護ステーション、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所療養介護事業所

##### ウ 居宅介護支援事業所

##### エ 介護予防サービス事業所

介護予防訪問看護ステーション、介護予防訪問介護事業所、介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定

介護予防福祉用具販売事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所療養介護事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

## (2) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者

ア 介護保険施設利用者

平成22年9月中に介護保険施設を利用した者を対象とし、層化無作為抽出した約3,600施設の在所者及び退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーション利用者

平成22年9月中に訪問看護ステーションを利用した者を対象とし、層化無作為抽出した約1,700事業所の利用者の全数を客体とする。

## 3 調査の期日

平成22年10月1日（金）現在において実施する。

## 4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

- (1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票（別紙1）
- (2) 介護老人保健施設票（別紙2）
- (3) 介護療養型医療施設票（別紙3）
- (4) 訪問看護ステーション票（別紙4）
- (5) 居宅サービス事業所（福祉関係）票（別紙5）
- (6) 地域密着型サービス事業所票（別紙6）
- (7) 居宅サービス事業所（医療関係）票（別紙7）
- (8) 介護保険施設利用者一覧票（別紙8）
- (9) 介護保険施設利用者個票（別紙9）
- (10) 訪問看護ステーション利用者一覧票（別紙10）
- (11) 訪問看護ステーション利用者個票（別紙11）

## 5 調査の実施体制

厚生労働省が、調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。

## 6 調査の方法

民間事業者から全施設・事業所に調査票を配付し、各管理者が記入する。

## 7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は速やかに公表する。